

IV - 2 親睦会合に関する基準

平成10年1月20日 公正取引委員会届出

改定 平成13年3月19日 公正取引委員会届出

改定 令和3年3月25日 公正取引委員会・消費者庁長官届出

施行規則第5条第2号に規定する「親睦の会合」とは、自社の主催するものをいい、この親睦の会合に際し「贈答、接待」として提供する景品類は、次の基準による。

慣例として行われる自社の主催する親睦の会合（例えば、忘年会、新年会、賀詞交換会など）に際して医療担当者等を招待し提供する景品類は、「社会通念上華美、過大にわたらない範囲」であれば制限されない。この場合の景品類は、自社が提供する贈答品や懇親会等をいう。

なお、医療機関等の主催する親睦の会合に参加費を支払うことは、規約で制限されない。

ただし、実費相当額を超える参加費を支払うこと又は実際には参加する予定のない会合に参加費（実費相当額の参加費を含む。）を支払うことはできない。